

柳川観光バスツアー助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、旅行会社及びバス会社が造成するバスツアーで柳川市内のホテル及び旅館等（以下「宿泊施設」という。）に宿泊又は、市内の施設等を利用するバスツアー（修学旅行を除く）に対し、観光バスツアー助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、市内への積極的な旅行の振興と地域の活性化を図ることを目的とする。

（補助事業者）

第2条 補助事業者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定により登録を受けている旅行者とする。（市内事業者含む）

（助成対象及び助成対象の条件）

第3条 助成の対象は、募集型バスツアーもしくは受注形バスツアーにおいて柳川市を来訪したもののうち、次の各号の条件を満たすバスツアーを主催する旅行会社（以下「助成対象者」という。）とする。

（1） ツアーの往復ともに貸切バスを利用すること。

（2） 次のいずれかの施設を利用するツアーであること。

① 柳川市内の有料観光施設を2箇所以上見学すること又は柳川市内の店舗で飲食（昼食又は夕食に限る）若しくは土産物等の買い物を行うこと。

② 市内の宿泊施設に宿泊するツアーであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するバスツアーは、助成の対象としない。

（1） 参加者が特定の政治又は宗教活動を目的とした団体。

（2） 自己又は自社の役員等及びツアーの参加者全員が、次の各号のいずれかにも該当するもの。

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

② 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

（交付の申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする補助事業者（以下「申請者」という。）は、助成の対象となるバスツアーの実施日の30日前までに、柳川観光バスツアー助成事業事務局（以下「事務局」という。）へ次の各号に定める書類を

各 1 部提出し、助成金の交付申請を行わなければならない。

(1) 柳川観光バスツアー助成事業助成対象者登録申請書（様式第 1 号）

(2) ツアー行程表（ツアーの名称・行程が分かるもの）

※主催旅行会社の旅行業登録番号の記載及び印鑑のついてあるものに限る（代理申請は不可）

(3) その他、会長が必要と認める書類

（助成金の額）

第 5 条 前条に規定する申請が行われたバスツアーに対して、次の各号の額を助成する。ただし、重複した助成は行わない。

(1) 市内で 2 施設以上を利用したバスツアーに 1 台あたり 10,000 円

(2) 市内の宿泊施設に宿泊したバスツアーに 1 台あたり 15,000 円

（審査及び交付決定）

第 6 条 助成金交付の適正を期するため、事務局は第 4 条の規定による申請の内容について審査し、助成金交付の適否及び予定額について決定したときは、柳川観光バスツアー助成金交付（不交付）決定通知書（様式 2 号）により通知するものとする。

（事業の変更及び中止の承認）

第 7 条 前条の規定により、助成金の交付の決定を受けた申請者が、当該決定に係わる助成事業の内容を変更しようとするときは、その内容及び理由を報告し、事務局の承認を得なければならない。

2 前条の規定により、助成金の交付の決定を受けた申請者が、当該決定に係わる助成事業を中止しようとするときは、その理由を報告し、事務局の承認を得なければならない。

（実績報告及び請求）

第 8 条 第 6 条に規定する助成金交付に関する通知により、交付対象と認められた申請者は、バスツアー実施後 30 日以内に、次の各号に定める書類を事務局に提出しなければならない。

(1) 柳川観光バスツアー助成事業実績報告書（様式第 3 号）

(2) ツアー行程表

(3) 参加案内（パンフレットなど募集に関する資料）

(4) 有料施設・店舗・飲食店利用証明書【柳川観光バスツアー助成事業】

(様式第 4 号)

(5) 宿泊証明書【柳川観光バスツアー助成事業】(様式第 5 号) ※柳川市内で宿泊した場合

(6) 柳川観光バスツアー助成金請求書 (様式第 6 号)

(助成金交付額の確定及び交付)

第 9 条 事務局は、第 8 条に規定する書類の提出を受けた後、その内容を審査し、助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、速やかに申請者の指定する金融機関口座に振り込むものとする。

(助成金の取り消し)

第 10 条 事務局は、助成金の交付の決定または交付を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の取り消し、又は、交付した助成金の一部あるいは全部を返還させることができる。

(1) 申請、報告事項その他に虚偽があったとき。

(2) 申請事項その他に変更が生じ、助成金を交付することが適当でないと事務局が認めたとき。

(3) その他、助成金を交付することが適当でないと事務局が認める事由があったとき。

(補足)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し、必要な事項は事務局が決める。

附則

この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。